

燕・弥彦総合事務組合建設工事入札参加資格審査申請要領

平成29・30年度において、燕・弥彦総合事務組合が行う建設工事の入札及び随意契約の協議に参加しようとする方は、燕・弥彦総合事務組合建設工事入札参加資格審査規程及び同実施要綱に定めるところにより申請を行ってください。

1 提出期間

期 間：平成29年2月1日から平成29年2月28日まで（土日・祝日を除きます。）

時 間：午前8時30分から午後5時15分まで

（郵送で提出される方は、提出期間内までに必着するように提出してください。）

2 入札参加資格の有効期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

3月・4月に申請の場合は5月1日から、5月以降に申請の場合は決裁終了の翌日から有効期間が始まります。

3 提出書類の様式

組合ホームページからダウンロードしてください。（新潟県様式でも可）

※申請書類の記載方法は新潟県様式を準用しますので、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参考にしてください。

4 申請書等の提出方法

持参または郵送により1部提出

（※該当する申請書類を①～⑯の順に、A4ファイル又は紐等に綴って提出してください。）

5 申請書等の提出先

〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首408番地1

燕・弥彦総合事務組合 事務局 財政係 Tel0256-92-1210

6 提出書類等

申請書及び添付書類	組合管内 建設業者	組合管外 建設業者	備考
①建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】	○	○	
②営業所一覧表（主たる営業所を除く）【第2号様式】	△	△	
③技術職員数等に関する書類	○	○	
④技術職員名簿	△	△	※1
⑤舗装機械の所有状況に関する書類 （「舗装工事」申請者のみ）	△	△	
⑥技術職員数一覧	△	△	※2の要件により 技術職員数の補正 を希望する方のみ
⑦建設業許可申請書別紙2の写し	△	△	契約締結権限のある 営業所等で申請 される方のみ
⑧経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	○	○	※3
⑨経営規模等評価申請書総合評定値請求書の写し	○	○	※4
⑩委任状	△	△	契約締結権限のある 営業所等で申請 される方のみ
⑪雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出 を行ったことが確認できる書類の写し、又は適用除外 申告書	△	△	※5
⑫燕市の市税又は弥彦村の村税の納税証明書の原本 （未納税額がない証明書用）※7	○	△	組合管外業者は燕 市・弥彦村に納税義 務がある場合のみ
⑬組合管内に営業所を有しないが、新潟県内に営業所 を有する方は新潟県の県税の納税証明書の写し （未納税額がない証明書用）※7	×	△	県内の本社又は契 約締結権限のある 営業所等で申請さ れる方のみ
⑭新潟県に営業所を有しない方は法人税又は所得税の 納税証明書の写し （未納税額がない証明書用）※6※7	×	△	県外の本社又は契 約締結権限のある 営業所等で申請さ れる方のみ
⑮消費税及び地方消費税の納税証明書の写し （未納税額がない証明書用）※6※7	○	○	
⑯暴力団排除等に関する誓約書	○	○	

○：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△：提出する場合としない場合があります。

×：提出する必要はありません。

組合管内建設業者とは、燕市内又は弥彦村内に主たる営業所又は従たる営業所を有する方
組合管外建設業者とは、組合管内建設業者以外の方

〔記載にあたっての注意点〕

記載方法は、新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領を参照してください。

- ※1 ⑨の技術職員名簿（別紙二）の内容と変更がある場合に提出してください。
- ※2 (1) 経営事項審査申請を行った時の技術職員名簿に記載した職員のうち、経営事項審査での技術職員の資格要件の重複計上（2業種まで）と組合との取り扱い（制限なし）の違い及び組合での技術職員の級の扱いが異なるものがあることにより、総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる場合
(2) 審査基準日現在に常時雇用されている職員で、雇用期間が審査基準日前6ヶ月を超えていなかったため、経営事項審査の「技術職員名簿」に記載できなかった職員がいる場合
- ※3 審査基準日が平成27年7月31日以降であり、かつ有効な通知書であることが必要です。（該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。以下同じ。）随時申請の場合は、申請をしようとする日の1年7ヶ月前の日以降の通知書であることが必要です。
- ※4 経営事項審査の申請を行った時の、経営規模等評価申請書総合評定値請求書、工事種類別完成工事高（別紙一）、技術職員名簿（別紙二）、その他の審査項目（社会性等）（別紙三）及び工事経歴書（様式第2号）の写しを提出してください。（経営事項審査の申請の際、工事経歴書の添付を省略した方は、建設業法第11条第2項の規定に基づき提出した変更届出書に添付した工事経歴書の写しを提出してください。）
- ※5 ⑧総合評定値通知書での加入状況が「無」になっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った者又は適用除外となった者のみ提出
当該書類より未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。
- ※6 納税証明書の種類は、個人用は「その3の2」、法人用は「その3の3」の証明書を添付してください。
- ※7 ⑫～⑮の納税証明書は、申請書提出日以前3ヶ月以内のもの

7 資格審査申請をすることができる方

次に掲げる事項のいずれかにも該当しない方

- ①建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が1年に満たない方
- ②建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けていない方
- ③地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含まれます。）第2項各号のいずれかに該当する方で、その事実があった後2年を経過しない方また、その方を代理人、支配人その他の使用又は入札代理人等として使用する方。
- ④経営事項審査の申請する日の属する事業年度の開始の日の直前2年または3年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない方
- ⑤建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない方
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- ⑦自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ⑧暴力団員であると認められる者
- ⑨暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持または経営に協力し、又は関与していると認められる者

- ⑩暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ⑪法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑫についても同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ⑫法人にあつて、その役員のうち⑧から⑩までのいずれかに該当する者があるもの。
- ⑬燕市の市税又は弥彦村の村税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて滞納がある者。
- ⑭次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く）
 - (ア)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - (イ)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (ウ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115条）第27条の規定による届出

8 申請内容に変更等があった場合

- (1) 申請書を提出した後に次の申請内容に変更があった場合は、「変更等届出書」【第5号様式】に必要な書類を添えて速やかに提出してください。（新潟県様式でも可）

変更事項	添付書類
①商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している方のみ。以下同じ。）
②営業所の名称、所在地又は電話番号	建設業許可の変更届出書（許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。）の写し。所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書の写しでも可。
③法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書の写し又は建設業許可の変更届出書の写し ※代理人としている場合は、代理人に対する委任状
④代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状又は建設業許可の変更届出書の写し
⑤建設業の許可の区分	建設業の許可通知書の写し
⑥営業所の新設又は廃止	建設業許可の変更届出書の写し及び7に掲げる提出書類等のうち、⑩「委任状」、②「営業所一覧表」に新設する営業所について記載したもの。営業所の廃止の場合は添付資料は不要

- (2) 組合管内に本社本店を有する方で、申請書等を提出した後に技術職員名簿に記載された技術職員に変更（技術職員の削除又は追加、資格等の変更）があった場合は、「技術職員名簿の変更届」【様式5】を提出してください。

9 会社の合併・分割や廃業などの場合

申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により消滅し、又は事業の譲渡、会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合

参加資格の申請は無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(1) 参加資格の継続を希望する場合

「建設工事入札参加資格承継申請書」【様式第4号】及び被承継人の「廃業等届出書」【様式第6号】を提出してください。内容を審査のうえ、適当と認められれば入札参加資格が承継されます。

(2) 参加資格の継続を希望しない場合

「廃業等届出書」【様式第6号】を提出してください。